

国際物流拠点産業集積地域 国税・関税・地方税等の優遇措置

	優遇措置	優遇措置の概要	備考	対象業種
国税 (注1)	①所得控除	国際物流拠点産業集積地域内において、新たに設立された、常時使用する従業員数15名以上の法人について、新設後10年間、法人税課税所得の40%が控除される。(法人事業税、法人住民税も同様) ※内閣総理大臣等による事業認定及び沖縄県知事による特別事業認定が必要	注1： 国税は、優遇措置のうち、①②③のいずれかを選択	製造業・倉庫業・ 特定の機械等修理業・ 特定の無店舗小売業・ 航空機整備業
	②投資税額控除	対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円 注2)を超える設備の新增設をした場合、その設備の取得価額の一定割合が法人税額から控除される。 控除率：機械及び装置15%、建物及びその附属設備8%(法人税額の20%限度、繰越4年、取得価額の上限は20億円)		
	③特別償却	対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円 注2)を超える設備の新增設をした場合、特別償却が認められる。 特別償却率：機械及び装置50%、建物及びその附属設備25%(所得の上限は20億円)		
関税	関税の課税の選択制の適用	保税工場などにおいて、外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、特定品目を除き原料に対する課税と製品に対する課税のいずれかを選択できる。 内閣総理大臣等の事業認定が必要		製造業・倉庫業・ 道路貨物運送業・ 卸売業・ 特定の機械等修理業・ 特定の無店舗小売業・ 特定の不動産賃貸業・ 航空機整備業
	保税地域許可手数料の軽減	保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域に係る許可手数料が半減される。 内閣総理大臣等の事業認定が必要		
地方税	法人事業税の課税免除	対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新增設をした場合、法人事業税を一部課税免除(5年間)(注2)	注2： 建物附属設備は建物とともに取得する場合のみ制度の対象となる。	
	不動産取得税の課税免除	対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額(機械及び装置1,000万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新增設をした場合、不動産取得税を一部課税免除(注2,注3)		
	固定資産税の課税免除 ※倉庫業を除く	対象地域内において、対象業種の用に供する一定価額(機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円)を超える設備の新增設をした場合、各市町村の条例により固定資産税を一部課税免除(5年間)(注2,注3)	注3： 土地については、取得(購入)後1年以内に建物建築に着手した場合に限る。	
	事業所税の課税軽減 ※那覇市のみ	那覇市において、対象業種の用に供する機械装置等の取得価格の合計額が1,000万円以上、建物等の取得価格の合計額が1億円以上の新設の場合、事業所税のうち、資産税の課税標準となるべき事業所床面積を2分の1として計算(5年間)		

※ 実際に優遇措置を活用する際には、各税務署及び沖縄国税事務所(国税)、沖縄地区税関税務相談室(関税)、県税事務所(地方税のうち県税)、各市町村税務担当課(地方税のうち市町村税)へご相談下さい。